市税概要

令和5年度



松本市

はじめに

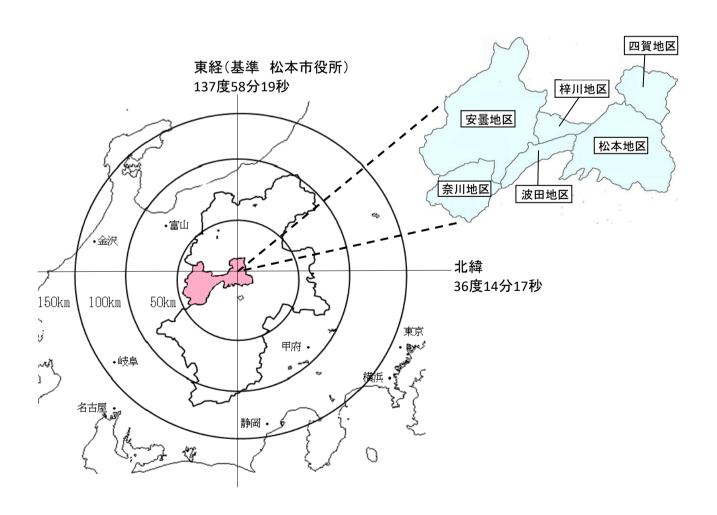
松本市は、明治40年5月1日に市制を施行し、平成19年には市制施行100周年を迎えました。 本州及び長野県のほぼ中央に位置し、北は安曇野市、南は塩尻市、東は上田市、西は 岐阜県高山市と接しています。

市域は、東西約52km、南北約41kmにわたり、面積は978.47k㎡で県下最大の広さです。 四方を恵まれた自然に囲まれ、市の東部には標高2,000mの美ヶ原高原、西部には上高地や標高3,000m級の峰々(槍ヶ岳、乗鞍岳など)が連なる北アルプスの山岳が広がります。

標高最高地点は奥穂高岳の3,190mで、国宝松本城や市庁舎がある市中心部との標高差は2,600mほどあります。

松本市の位置

面積 978.47k㎡ 人口 238,615人



目 次

Ι	市の	概要	
	1	人口・世帯の推移	1
	2	市の予算と決算	2
	3	税務機構と事務分掌	4
Π	市税	総 括	
	1	5年度市税の当初予算	5
	2	税目別決算額比較表	6
	3	4年度市税の収納実績	8
	4	市税負担状況調	10
Ш	市県	民税	
	1	年度別納稅義務者調	11
	2	年度別課税額の調	12
	3	所得区分による課税状況	13
	4	5年度課税状況調 (当初)	14
	5	5年度課税所得の状況	14
	6	法人市民税の課税状況	16
IV	固定	資産税	
	1	固定資産税の年度別調定額	20
	2	固定資産税の区分別調定額の調	21
	3	土地の概要	22
	4	家屋の概要	24
	5	償却資産の概要	24
	6	年度別新增分家屋	26
	7	年度別減少分家屋	26

V 諸税・その他

	1	市たばこ税	27
	2	入 湯 税	27
	3	都市計画稅	27
	4	国民健康保険税	27
	5	軽自動車稅	28
	6	利子割交付金	30
	7	配当割交付金	30
	8	株式等譲渡所得割交付金	30
	9	ゴルフ場利用税交付金	30
	10	口座振替納付の状況調	31
	11	市税の徴収に要する経費	32
	12	証明・閲覧に関する調	33
VI	参考	資料	
	市税の	変遷	34

I 市の概要

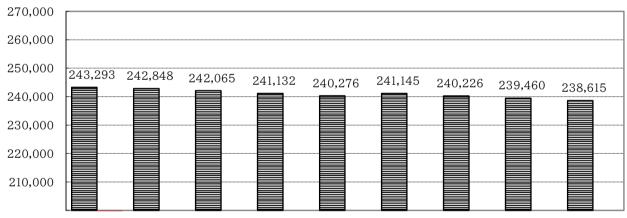
1 人口・世帯の推移

<面積>	978.47km²
〜 田川 小豆 /	JIO.TIKIII

	世帯数	男	人 口 女	計	世帯当たり人口	人口密度 (lk㎡当たり)
平成27年度	100,173	119,479	123,814	243,293	2.4	249
平成28年度	100,867	119,306	123,542	242,848	2.4	248
平成29年度	101,619	118,903	123,162	242,065	2.4	247
平成30年度	102,404	118,463	122,669	241,132	2.4	246
令和元年度	103,007	117,999	122,277	240,276	2.3	246
令和2年度	104,934	118,271	122,874	241,145	2.3	246
令和3年度	105,619	117,874	122,352	240,226	2.3	246
令和4年度	106,608	117,537	121,923	239,460	2.2	245
令和5年度	106,795	117,137	121,478	238,615	2.2	244

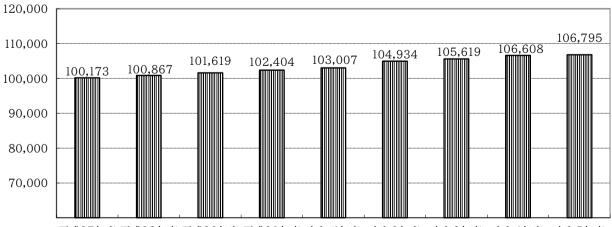
資料 長野県情報政策課「毎月人口異動調査」(各年度10月1日現在、令和5年度は4月1日)

【人口】



平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度

【世帯】



2 市の予算と決算

(1) 令和5年度一般会計当初予算

/ 出	بر و	: 千	ш	0/
(#	1 <i>1</i> \1	: -	ш.	٧/۵

, [_							<u>似·十円、%)</u>
歳	入				歳		出	
科目	予 算 額	構成比			斗 目		予 算 額	構成比
合 計	102,100,000	100.00%			計		102,100,000	100.00%
1 市 税	37,274,700	36.51%	1	議	会 務	費	459,470	0.45%
2 地 方 譲 与 税	914,200	0.90%	2	総	務	費	11,898,490	11.65%
3 利 子 割 交 付 金	13,000	0.01%	3	民	生	費	37,074,140	36.31%
4 配 当 割 交 付 金	205,000	0.20%	4	衛	生	費	7,652,210	7.49%
5 株式等譲渡所得割交付金	209,000	0.20%	5	労	働	費	147,860	0.14%
6 法人事業税交付金	819,000	0.80%	6	農	林 水 産 業	費	2,555,870	2.50%
7 地方消費税交付金	7,161,000	7.01%	7	商	工	費	8,830,490	8.65%
8 ゴルフ場利用税交付金	31,000	0.03%	8	土	木	費	9,155,940	8.97%
9 環境性能割交付金	46,000	0.05%	9	消	防	費	2,630,090	2.58%
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	34,900	0.03%	10	教	育	費	10,483,720	10.27%
11 地 方 特 例 交 付 金	244,300	0.24%	11	災	害 復 旧	費	77,200	0.08%
12 地 方 交 付 税	14,120,000	13.83%	12	公	債	費	9,106,040	8.92%
13 交通安全対策特別交付金	40,000	0.04%	13	諸	支 出	金	1,878,480	1.84%
14 分担金及び負担金	502,800	0.49%	14	予	備	費	150,000	0.15%
15 使用料及び手数料	1,594,050	1.56%						
16 国 庫 支 出 金	13,177,330	12.91%						
17 県 支 出 金	6,446,890	6.31%						
18 財 産 収 入	328,390	0.32%						
19 寄 附 金	452,340	0.44%						
20 繰 入 金	4,767,510	4.67%						
21 繰 越 金	600,000	0.59%						
22 諸 収 入	8,941,590	8.76%						
23 市 債	4,177,000	4.09%						

(2) 令和4年度一般会計決算状況

(単位:千円、%)

構成比

99.99%

0.38%

12.71% 33.97%

7.90%

0.12% 2.87%

7.85%

7.89% 2.36%

13.37%

0.20%

8.12%

2.25%

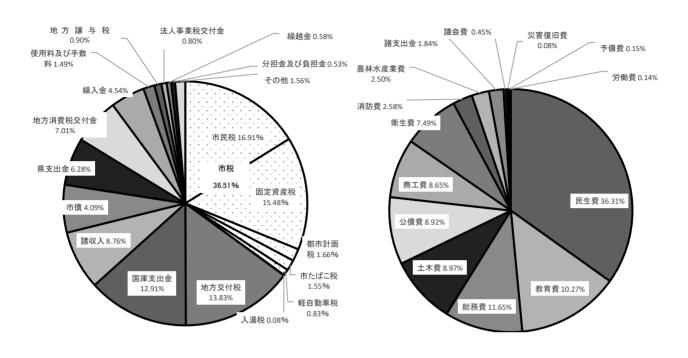
0.00%

歳	入			歳			出	,	
科目	決 算 額	構成比		科目		決	算	額	
合 計	114,855,126	100.00%		合 計		111,	903,	295	
1 市 税	37,521,099	32.67%	1 請		費		423,	231	
2 地 方 譲 与 税	926,934	0.81%	2 糸	8 務	費	14,	217,	605	
3 利 子 割 交 付 金	14,042	0.01%	3 Þ		費	38,	018,	933	
4 配 当 割 交 付 金	169,545	0.15%	4 徫	哲 生	費	8,	845,	656	
5 株式等譲渡所得割交付金	122,371	0.11%	5 第) 働	費		137,	509	
6 法人事業税交付金	698,114	0.61%	6 患	農 林 水 産 業	費	3.	212,	312	
7 地方消費税交付金	6,512,534	5.67%	7 尨	5 工	費	8,	783,	779	
8 ゴルフ場利用税交付金	30,772	0.03%	£ 8	-	費	8,	830,	976	
9 環境性能割交付金	60,217	0.05%	9 淮		費	2,	642,	788	
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	35,353	0.03%	10 孝	女 育	費	14.	957	,171	
11 地方特例交付金	255,665	0.22%	11 %	と 害 復 旧	費		232,	003	
12 地 方 交 付 税	15,465,817	13.47%	12 /	. 債	費	9,	087,	857	
13 交通安全対策特別交付金	40,031	0.03%	13 請	者 支 出	金	2,	513,	475	
14 分担金及び負担金	542,756	0.47%	14 寸	備	費			0	
15 使用料及び手数料	1,478,878	1.29%							
16 国 庫 支 出 金	19,869,637	17.30%							
17 県 支 出 金	7,211,843	6.28%							
18 財 産 収 入	357,103	0.31%							
19 寄 附 金	443,770	0.39%		※ 表示単位未満	四捨	五入のた	きめ、「	村訳と	<u>_</u> 1
20 繰 入 金	4,483,547	3.90%		計が一致しない。	ことが	ぶあります	0		
21 繰 越 金	3,185,379	2.77%		※ 構成比は端数	処理	の関係で	合計	が10)(
22 諸 収 入	8,184,119	7.13%		にならない場合	があり	ります。			
23 市 債	7,245,600	6.31%							

- 内訳と合
- が100.0

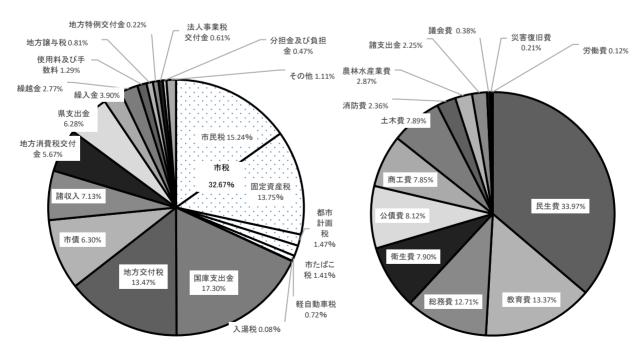
令和5年度一般会計当初予算

歳入 102,100,000千円 歳出 102,100,000千円



令和4年度一般会計決算額

歳入 114,855,126千円 歳出 111,903,295千円



3 税務機構と事務分掌

(令和5年4月1日現在)

												「中州3年4月1日坑住)
区	分	係	課長	係長	主査	主査補	主任	主事	事務員	会計年度任用職員	計	事 務 分 掌
			1								1	
財	市民税	庶務担当		(1) 2				3		2	7	税制研究、市税統計、予算、諸証明・法人市民税・軽自動車税・市たばこ税・入湯税の賦課調定減免及び異議申立ての調査、ゴルフ場利用税交付金、利子割交付金、固定資産評価審査委員会事務、各係に属さない事務
	課	市民税担当		(2) 4	3		5	4	4	1	21	市民税(普通徴収・特別徴収)の賦課調定、減免及び異議申立ての調査、個人県民税の報告事務
		計	1	6	3	0	5	7	4	3	29	
			1								1	
	資	庶務担当		(1) 1	1			1	1	2	6	税制研究、市税統計、予算、地番図の閲覧、諸証明、固定資産税・都市計画税の賦課調定、償却資産事務、交付金事務、各係に属さない事務
政	産税	土地担当		(1) 1	2		1	2	1	1	8	固定資産税・都市計画税の賦課、調査、減免、土 地の評価
	課	家屋担当		(3) 4	2		4	3	1	7	21	固定資産税・都市計画税の賦課、調査、減免、家 屋の評価、土地・家屋の異動整理、死亡者の課税 対応
		計	1	6	5	0	5	6	3	10	36	
			1								1	
部	納税	庶務担当		(1) 1	2			3		2	8	市税統計、予算、諸証明、口座振替、納税PR、市 税の督促、市税の収納管理及び消込、過誤納金 の充当及び還付、各係に属さない事務
	課	整理担当		(5) 5	3	1	4	7	2	4	26	徴収猶予、市税滞納金の納付(入)督励、市税滞 納金の徴収、滞納処分、執行停止、不納欠損
		計	1	6	5	1	4	10	2	6	35	

健	/p		1								1	税制研究、統計、国民健康保険税の賦課決定、減免」 び異議申立ての調査、国民健康保険税の収納管理及
康福祉	保険	保険税担当		(5) 6	8		4	2	3	8	31	び消込み、口座振替、過誤納金の還付及び充当、不終 欠損、督促、徴収猶予、滞納金の納入督励及び徴収、 滞納処分、執行停止、収納嘱託
部	課	計	1	6	8	0	4	2	3	8	32	

()内の数字は課長補佐(再掲)

Ⅱ 市税総括

1 5年度市税の当初予算

		区			``	令和5年度	令和4年度	令和4年度	伸び率
		凸		7	J	当初予算額(A)	当初予算額(B)	最終予算額	(A-B)/B
		合		i	+	^{千円} 37,274,700	^{千円} 36,234,800	^{千円} 37,323,800	2 . 9
1	市		民		税	17,262,000	16,706,000	17,432,000	3.3
	(1)	<i>[</i> ∓		ı	現年課税分	14,008,000	13,476,000	14,014,000	3.9
	(1)	個	•	人	滞納繰越分	61,000	73,000	73,000	△ 16.4
	(2)	\ +		I	現年課税分	3,186,000	3,146,000	3,334,000	1.3
	(2)	法		人	滞納繰越分	7,000	11,000	11,000	△ 36.4
2	固	定	資	産	税	15,799,700	15,492,800	15,730,800	2.0
	(1)	外田	ナンタナ	: 114	現年課税分	15,609,000	15,282,000	15,520,000	2.1
	(1)	純固	定資産	祝	滞納繰越分	46,000	63,000	63,000	△ 27.0
	(2)	交	付		金	144,700	147,800	147,800	△ 2.1
3	軽	自	動	車	税	846,000	833,000	822,000	1.6
	(1)	径口	[42 1]		現年課税分	782,000	757,000	757,000	3.3
	(1)	種別	計		滞納繰越分	5,000	6,000	6,000	△ 16.7
	(2)	環境	き性能能	割		59,000	70,000	59,000	△ 15.7
4	市	た	ば	<u></u>	税	1,586,000	1,470,000	1,570,000	7.9
5	入		湯		税	83,000	57,000	83,000	45.6
					現年課税分	83,000	57,000	83,000	45.6
					滞納繰越分	0	0	0	_
6	都	市	計	画	税	1,698,000	1,676,000	1,686,000	1.3
					現年課税分	1,693,000	1,669,000	1,679,000	1.4
					滞納繰越分	5,000	7,000	7,000	△ 28.6
3	3 民	健厚	展保	険	税	4,468,050	4,784,760	4,578,490	△ 6.6
			(ア)ー	加八	現年課税分	2,883,590	3,163,300	2,935,840	△ 8.8
	(1)原	虚八	())—	 双刀	滞納繰越分	125,160	128,510	142,700	△ 2.6
	(1)医	僚刀	() () ()	心 八	現年課税分	10	20	20	△ 50.0
			(イ)退	喊刀	滞納繰越分	30	100	80	△ 70.0
			(7)	南几 八	現年課税分	1,056,050	1,074,210	1,074,730	△ 1.7
	(O) ++1	₩ △ 八	(ア)ー	板 分	滞納繰越分	44,030	43,900	49,300	0.3
	(乙)文抗	(2)支援金分		かハ	現年課税分	10	10	10	0.0
			(イ)退	喊 分	滞納繰越分	10	40	30	△ 75.0
			(7)	直几 八	現年課税分	338,700	355,170	352,740	△ 4.6
	(2) ^-	※ ハ	(ア)ー	灰分	滞納繰越分	20,440	19,470	23,020	5.0
	(3)介	造 刀	(ノ))ロ	強ハ	現年課税分	10	10	10	0.0
			(イ)退	喊力	滞納繰越分	10	20	10	△ 50.0

2 税目別決算額比較表

※ 表示単位未満四捨五入のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

※ 表示			とめ、内訳と合え					2	/ 	#
	令	和	元 年	度		令 乖		2	年 -	度
科目		決	算額				決	算額	1	
	調定額	伸率	収入額	伸 率	収納率	調定額	伸率	収入額	伸 率	収納率
	千円	%	千円	%	%	千円	%	千円	%	%
合 計	38,176,430	1.3	37,323,830	1.7	97.77	37,377,758	△ 2.1	36,579,181	△ 2.0	97.86
現年課税分	37,271,266	1.9	37,027,538	2.0	99.35	36,667,402	△ 1.6	36,314,908	△ 1.9	99.04
滞納繰越分	905,164	△ 20.0	296,292	△ 24.2	32.73	710,357	△ 21.5	264,273	△ 10.8	37.20
1 市 民 税	18,553,523	1.6	18,126,306	2.1	97.70	17,642,436	△ 4.9	17,272,728	△ 4.7	97.90
現年課税分	18,100,721	2.2	17,973,317	2.3	99.30	17,253,484		17,137,471	△ 4.7	99.33
滞納繰越分	452,802		152,989	△ 18.2	33.79	388,952		135,257	△ 11.6	34.77
CC SSAMILINGITE	402,002	△ 17.0	102,000	△ 10.2	00.73	500,552	△ 14.1	100,201	△ 11.0	04.77
2 固定資産税	15,649,828	0.8	15,291,217	1.3	97.71	15,774,476	0.8	15,409,603	0.8	97.69
現年課税分	15,268,352	1.6	15,171,065	1.6	99.36	15,507,673	1.6	15,301,112	0.9	98.67
滞納繰越分	381,476	△ 22.9	120,152	△ 31.2	31.50	266,802	△ 30.1	108,491	△ 9.7	40.66
3 軽自動車税	724,104	4.1	696,993	4.8	96.26	775,640	7.1	751,687	7.8	96.91
現年課税分	696,075	4.6	687,709	4.8	98.80	750,506	7.8	743,386		99.05
滞納繰越分	28,029		9,284	3.3	33.12	25,134		8,301	△ 10.6	33.03
THOM SHOW 23			0,201			20,101		3,001		33.33
4 市たばこ税	1,481,381	1.7	1,481,381	1.7	100.00	1,435,568	△ 3.1	1,435,568	△ 3.1	100.00
現年課税分	1,481,381	1.7	1,481,381	1.7	100.00	1,435,568	△ 3.1	1,435,568	△ 3.1	100.00
滞納繰越分	0.0	_	0.0	_	_	0.0	_	0.0	_	_
5 入 湯 税	86,901	△ 7.0	86,375	△ 6.3	99.39	49,446	△ 43.1	49,002	△ 43.3	99.10
現年課税分	85,662	△ 6.4	85,526	△ 5 . 8	99.84	48,915	△ 42.9	48,577	△ 43.2	99.31
滞納繰越分		△ 37.8	849	△ 39.9	68.52	· ·	△ 57.1	425		79.93
6 都市計画税	1,680,693	1.1	1,641,558	1.5	97.67	1,700,192	1.2	1,660,593	1.2	97.67
現年課税分	1,639,075	1.8	1,628,540	1.9	99.36	1,671,255	2.0	1,648,794	1.2	98.66
滞納繰越分	41,618	△ 22.3	13,018	△ 31.0	31.28	28,937	△ 30.5	11,799	△ 9.4	40.78
国民健康保険税	6,848,618	△ 4.2	5,175,301	△ 3.3	75.57	6,491,645	△ 5.2	5,087,198	△ 1.7	78.37
現年課税分	5,327,346	△ 2.4	4,934,905	△ 2.7	92.63	5,147,434	△ 3.4	4,828,640	△ 2.2	93.81
滞納繰越分	1,521,272	△ 9.8	240,396	△ 12.7	15.80	1,344,210	△ 11.6	258,558	7.6	19.23

令	和	3 年	度	:	令	和	4 4	手 月	芝
	決	算 額				決	算	預	
調定額	伸率	収入額	伸率	収納率	調定額	伸 率	収入額	伸 率	収納率
千円	%	千円	%	%	千円	%	千円	%	%
36,903,074	△ 1.3	36,299,407	△ 0.8	98.36	38,028,700	3.1	37,521,099	3.4	98.67
36,143,454	△ 1.4	35,945,079	△ 1.0	99.45	37,527,914	3.8	37,338,194	3.9	99.49
759,620	6.9	354,328	34.1	46.65	500,786	△ 34.1	182,905	△ 48.4	36.52
17,622,756		17,272,176	0.0	98.01	17,789,591	0.9	17,509,995		98.43
17,258,859	0.0	17,144,336	0.0	99.34		1.5	17,414,973		99.43
363,897	△ 6.4	127,840	△ 5 . 5	35.13	274,468	△ 24.6	95,022	△ 25.7	34.62
15,247,780	△ 3.3	15,039,824	△ 2.4	98.64	15,973,843	4.8	15,787,777	5.0	98.82
14,911,074	△ 3.8	14,841,738	△ 3.0	99.54	15,789,111	5.9	15,714,370	5.9	99.52
336,706	26.2	198,086	82.6	58.83	184,732	△ 45.1	73,407	△ 62.9	39.74
796,124	2.6	773,884	3.0	97.21	846,702	6.4	825,515	6.7	97.50
774,172	3.2	767,367	3.2	99.12	825,773	6.7	819,372	6.8	99.22
21,952	△ 12.7	6, 517	△ 21.5	29.69	20,929	△ 4.7	6,143	△ 5.7	29.35
1,522,678	6.1	1,522,678	6.1	100.00	1,614,364	6.0	1,614,364	6.0	100.00
1,522,678	6.1	1,522,678	6.1	100.00		6.0	1,614,364		100.00
		_	_	_	-	_	-	_	_
58,085	17.5	57,698	17.7	99.33	90,611	56.0	90,269	56.5	99.62
57,639	17.8	57 , 531	18.4	99.81	90,224	56.5	89,882	56.2	99.62
446	△ 16.0	167	△ 60.7	37.44	387	△ 13.2	387	131.7	100.06
					. = . 0 = - :				
1,655,651	△ 2.6	1,633,147	△ 1.7	98.64	1,713,589	3.5	1,693,179		98.81
1,619,032	△ 3.1	1,611,429	△ 2.3	99.53	1,693,319	4.6	1,685,233		99.52
36,619	26.5	21,718	84.1	59.31	20,270	△ 44.6	7,946	△ 63.4	39.20
6,223,286	△ 4.1	4,992,225	△ 1.9	80.22	5,693,293	△ 8.5	4,569,487	△ 8.5	80.26
5,061,582	△ 1.7	4,758,144	△ 1.5	94.01	4,625,163	△ 8.6	4,348,052	△ 8.6	94.01
1,161,704	△ 13.6	234,081	△ 9 . 5	20.15	1,068,130	△ 8.1	221,435	△ 5.4	20.73

3 4年度市税の収納実績

※ 表示単位未満四捨五入のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

	※ 农尔里位木俩凸括五人	調	定	額	収
	税目	現年課税分	滞納繰越分	合 計	現年課税分
		(A)	(B)	(C)	(D)
	合 計	^{千円} 37,527,914	^{千円} 500,786	^{千円} 38,028,700	^{千円} 37,338,194
	計	35,744,371	480,129	36,224,500	35,563,079
	1市 民 税	17,515,123	274,468	17,789,591	17,414,973
	(1)個 人 均 等 割	432,357	7,889	440,246	429,335
	(2)個 人 所 得 割	13,688,145	249,910	13,938,055	13,601,229
	(上記のうち退職所得分)	93,374	_	93,374	93,374
普	(3)法 人 均 等 割	967,054	4,749	971,803	964,218
	(4)法 人 税 割	2,427,567	11,920	2,439,487	2,420,191
	2 固 定 資 産 税	15,789,111	184,732	15,973,843	15,714,370
通	(1) 純 固 定 資 産 税	15,642,448	184,732	15,827,180	15,567,707
	ア土 地	5,482,476	64,746	5,547,222	5,456,481
	イ家屋	7,416,876	87,591	7,504,467	7,380,650
税	ウ償却資産	2,743,096	32,395	2,775,491	2,730,576
	(2)交 付 金	146,663	_	146,663	146,663
	3軽自動車税	825,773	20,929	846,702	819,372
	(1) 種 別 割	767,782	20,929	788,711	761,381
	(2) 環 境 性 能 割	57,991	_	57,991	57,991
	4 市 た ば こ 税	1,614,364	_	1,614,364	1,614,364
	計	1,783,543	20,657	1,804,200	1,775,115
目	1 入 湯 税	90,224	387	90,611	89,882
的	2都市計画税	1,693,319	20,270	1,713,589	1,685,233
税	(1) 土 地	855,804	10,244	866,048	851,717
	(2)家 屋	837,515	10,026	847,541	833,516
	国民健康保険税	4,625,163	1,068,131	5,693,294	4,348,052

入	額		収約	为 率	
滞納繰越分	合 計	現年課税分	滞納繰越分	合 計	前年度
(E) 千円	(F) 千円	(D)/(A)×100	(E)/(B)×100	(F)/(C)×100	%
182,905	37,521,099	99.49	36.52	98.67	98.36
174,572	35,737,651	99.49	36.36	98.66	98.35
95,022	17,509,995	99.43	34.62	98.43	98.01
2,746	432,081	99.30	34.81	98.15	98.01
86,996	13,688,225	99.36	34.81	98.21	97.98
_	93,374	100.00	_	100.00	100.00
1,504	965,722	99.70	31.67	99.39	98.13
3,776	2,423,967	99.70	31.68	99.36	98.14
73,407	15,787,777	99.52	39.74	98.82	98.62
73,407	15,641,114	99.52	39.74	98.82	98.62
25,729	5,482,210	99.52	39.73	98.82	98.62
34,802	7,415,452	99.53	39.74	98.82	98.62
12,876	2,743,452	99.51	39.73	98.82	98.62
_	146,663	100.00	_	100.00	100.00
6,143	825,515	99.22	29.35	97.50	97.21
6,143	767,524	99.17	29.35	97.31	97.07
_	57,991	100.00	0.00	100.00	100.00
_	1,614,364	100.00	_	100.00	100.00
8,333	1,783,448	99.53	40.34	98.85	98.66
387	90,269	99.62	100.06	99.62	99.33
7,946	1,693,179	99.52	39.20	98.81	98.64
4,016	855,733	99.52	39.20	98.81	98.64
3,930	837,446	99.52	39.20	98.81	98.64
221,435	4,569,487	94.01	20.73	80.26	80.22

4 市税負担状況調

	区分	令和2	年度	令和3	3年度	令和4年度	
	<u>Б</u> 77	税額	伸 率	税額	伸 率	税額	伸 率
	十	円	%	円	%	円	%
	市税総額	153,466	△ 1.5	150,891	△ 1.7	157,274	4.2
人口一人	市民税個人	59,118	0.8	58,045	△ 1.8	59,177	2.0
一人当たり	純固定資産税	64,316	1.7	61,648	△ 4.1	65,555	6.3
	その他の税	30,032	△ 11.3	31,198	3.9	32,542	4.3
	市税総額	351,712	△ 2.7	340,074	△ 3.3	351,401	3.3
一世帯当た	市民税個人	135,485	△ 0.5	130,820	△ 3.4	132,221	1.1
当たり	純 固 定 資 産 税	147,399	0.5	138,941	△ 5.7	146,472	5.4
	その他の税	68,828	△ 12.4	70,313	2.2	72,708	3.4

備考 税額=現年課税(調定額)/4月1日推計人口、世帯数

Ⅲ 市県民税

1 年度別納税義務者調

(1) 市民税(個人)

		<u>X</u>	分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合		納税義務	者数	人 121 , 335	人 121,711	123,257
		均等割の)み	8,820	8,769	8,642
計		均等割・所得割] 合算	112,515	112,942	114,615
特	給		者 数	83,070	83,432	84,422
 	与	均 等 割 0)み	2,379	2,171	2,216
別	7	均等割・所得割] 合算	80,691	81,261	82,206
徴	年		者数	19,429	19,465	19,583
1玖	金	均等割の)み	3,470	3,511	3,473
収	亚	均等割・所得割] 合算	15,959	15,954	16,110
普		納税義務	者 数	18,836	18,814	19,252
普通徴収		均等割の)み	2,971	3,087	2,953
収		均等割・所得割	合算	15,865	15,727	16,299
特別	111	徴 収 義 務 者	給与	9,933	10,105	10,346
17 /	ויו	14以 4以 4技 4分 4目 1	年金	7	7	7

備考 7月1日現在の現年課税分

(2) 県民税(個人)

区	分	令和3年度	令 和 4 年 度	令和5年度
		人	人	人
納 税 義 務	者 数	121,368	121,752	123,306
均 等 割	のみ	8,864	8,827	8,684
均等割·所得	割合算	112,504	112,925	114,622

備考 6月末現在の現年課税分

2 年度別課税額の調

(1) 市民税(個人)

	区		分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合	課	税所得	金額	^{千円} 242,678,601	^{千円} 249,264,234	^{千円} 261,579,574
	所	得	割	13,285,394	13,599,473	14,133,870
計	均	等	割	424,774	426,121	431,563
		計		13,710,168	14,025,594	14,565,433
特	所	得	割	10,950,477	11,280,852	11,597,417
別 徴	均	等	割	337,630	338,986	341,523
収		計		11,288,107	11,619,838	11,938,940
普	所	得	割	2,334,917	2,318,621	2,536,453
普通徴	均	等	割	87,144	87,135	90,040
収		計		2,422,061	2,405,756	2,626,493

備考 6月末現在の現年課税分

(2) 県民税(個人)

	区		分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合	課利	说 所 得	金額	千円 242,678,601	千円 249,264,234	千円 261,579,574
	所	得	割	8,854,635	9,063,732	9,419,983
計	均	等	割	242,727	243,497	246,607
		計		9,097,362	9,307,229	9,666,590
特	所	得	割	7,298,611	7,518,706	7,729,700
別徴	均	等	割	192,927	193,702	195,151
収		計		7,491,538	7,712,408	7,924,851
普	所	得	割	1,556,024	1,545,026	1,690,283
普通徴	均	等	割	49,800	49,795	51,456
収		計		1,605,824	1,594,821	1,741,739

備考 6月末現在の現年課税分

3 所得区分による課税状況

(1) 年度別所得割納税義務者数

年度	令 和 3 年	度	令 和 4 年	度	令 和 5	年度
区分	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比
	人	%	人	%	人	%
給 与 所 得 者	91,000	80.9	91,902	81.4	93,316	81.4
営業等所得者	4,423	3.9	3,981	3.5	4,137	3.6
農業所得者	531	0.5	467	0.4	534	0.5
その他の所得者	15,354	13.6	15,285	13.5	15,305	13.4
譲渡所得等の所得者	1,207	1.1	1,307	1.2	1,323	1.2
合 計	112,515	100.0	112,942	100.0	114,615	100.0

備考 7月1日現在の現年課税分 ※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

(2) 年度別所得割額

年 度	令 和 3 年	度	令 和 4 年	度	令 和 5	年 度
区分	税額	構成比	税額	構成比	税 額	構成比
	千円	%	千円	%	千円	%
給 与 所 得 者	10,982,689	82.8	11,296,934	83.2	11,734,732	83.1
営業等所得者	647,258	4.9	641,047	4.7	668,239	4.7
農業所得者	66,412	0.5	53,846	0.4	68,842	0.5
その他の所得者	928,894	7.0	975,914	7.2	961,663	6.8
譲渡所得等の所得者	644,088	4.9	613,309	4.5	683,543	4.8
合 計	13,269,341	100.0	13,581,050	100.0	14,117,019	100.0
(平均税率)	6.0		6.0		6.0	

備考 7月1日現在の現年課税分

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

4 5年度課税状況調(当初)

区分	均等害	割のみを納める者
所得者区分	人員	均 等 割 額
	\ \	千円
給 与 所 得 者	3,946	13,810
営業等所得者	709	2,482
農業所得者	99	347
その他の所得者	3,888	13,608
家屋敷等のみ		
合 計	8,642	30,247
令 和 4 年 度	8,769	30,692

備考 7月1日現在の現年課税分

5 5年度課税所得の状況

(1) 課稅標準段階別所得

区 分課税標準段階	納 税 義務者数	総所得金額等 (山林所得含)	先物取引に係 る雑所得	上場株式 等に係る 配当所得	分離長期 譲渡所得	分離短期譲渡所得	株式等に係る 譲渡所得	所得合計額
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
10万円以下の金額	4,232	3,161,608	102,646	3,492	1,971,573	5,342	119,621	5,364,282
10万円超~100万円以下	36,357	52,664,574	22,935	15,001	1,053,913	9,623	133,151	53,899,197
100万円超~200万円以下	32,316	83,842,960	25,404	11,155	687,593	7,207	329,349	84,903,668
200万円超~300万円以下	19,027	73,608,707	26,083	7,940	629,177	735	291,465	74,564,107
300万円超~400万円以下	9,943	51,483,427	3,730	9,356	551,358	0	274,943	52,322,814
400万円超~550万円以下	6,262	40,898,905	12,816	8,361	369,423	0	102,128	41,391,633
550万円超~700万円以下	2,425	19,969,368	10,232	30,083	161,629	31,766	37,755	20,240,833
700万円超~1,000万円以下	1,838	19,001,935	3,285	12,176	394,046	2,342	180,480	19,594,264
1,000万円を超える金額	2,215	45,581,017	143,534	111,909	263,522	17,228	5,431,682	51,548,892
合 計	114,615	390,212,501	350,665	209,473	6,082,234	74,243	6,900,574	403,829,690

備考 7月1日現在の現年課税分

均	等割と所得割を納める	者	合	計
人員	均等割額	所得割額	人員	市民税額
人	千円	千円	人	千円
93,815	328,354	11,933,840	97,761	12,276,004
4,171	14,598	694,120	4,880	711,200
539	1,886	69,727	638	71,960
16,090	56,315	1,419,394	19,978	1,489,317
			0	O
114,615	401,153	14,117,081	123,257	14,548,481
112,942	395,297	13,581,158	121,711	14,007,147

6 法人市民税の課税状況

(1) 年度別均等割納税義務者数

区分	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資本金等の額	従業員数	社	社	社	社
1千万円以下	50人以下	5,373	5,464	5,564	5,584
1千万円以下	50人超	52	50	53	56
1千万円超1億円以下	50人以下	1,216	1,227	1,211	1,215
1千万円超1億円以下	50人超	109	106	106	104
1億円超10億円以下	50人以下	443	445	451	451
1億円超10億円以下	50人超	62	60	56	56
10億円超	50人以下	611	584	574	570
10億円超50億円以下	50人超	23	22	22	20
50億円超	50人超	49	50	52	56
合 [計	7,938	8,008	8,089	8,112
伸	率	0.3 %	0.9 %	1.0 %	0.3 %

備考 区分は地方税法第312条で定める区分

各年度3月31日現在の数値(未決算及び閉鎖法人を除く)

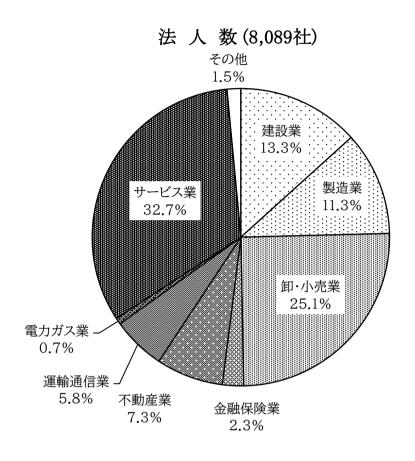
5年度は6月末現在の数値

(2) 年度別調定額

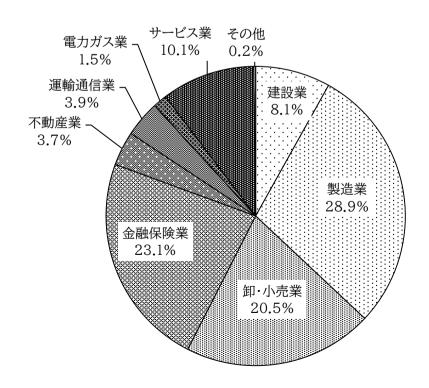
区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		千円	千円	千円	千円
	税割	3,015,418	2,092,396	2,342,542	2,369,978
現年度分	均等割	961,669	946,518	937,467	946,613
	計	3,977,087	3,038,914	3,280,009	3,316,591
	税割	70,641	75,548	54,537	57,589
過年度分	均等割	14,584	14,190	20,585	20,441
	計	85,225	89,738	75,122	78,030
	税割	3,086,059	2,167,944	2,397,079	2,427,567
合 計	均等割	976,253	960,708	958,052	967,054
合 計	計	4,062,312	3,128,652	3,355,131	3,394,621
/## +V. = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	伸率	2.5 %	△ 23.0 %	7.2 %	1.2 %

備考 調定額には、滞納繰越分は含まれていません。

(3) 令和4年度法人市民税業種別法人数、税割額構成比(現年度分)



税 割 額 (2,369,978千円)



(4) 法人市民税調定額(税割) 業種別

年度	総額	過年調定額	現年調定額	曲光	11	۲ ۱۰ ۲۰۰۶	7-‡ - ⇒∏. +¥4
				農業	林 業	鉱 業	建設業
23	△ 3.3	△ 28.9	△ 2.8	△ 29.1	4112.9	1973.0	△ 4.5
	2,548,934	36,719	2,512,215	1,234	2,612	767	128,759
24	1.1	△ 23.5	1.5	98.3	18.8	△ 21.4	9.0
	2,577,306	28,105	2,549,201	2,447	3,104	603	140,356
25	14.7	159.1	13.1	6.8	△ 0.9	△ 33.5	24.5
	2,955,809	72,830	2,882,979	2,614	3,076	401	174,705
26	13.8	△ 11.8	14.5	△ 15.1	△ 12.8	270.6	22.7
26	3,364,056	64,233	3,299,823	2,220	2,681	1,486	214,316
0.7	△ 10.9	14.8	△ 11.4	43.4	△ 14.9	△ 43.2	△ 0.2
27	2,996,672	73,761	2,922,911	3,184	2,282	844	213,829
	△ 9.1	△ 2.3	△ 9.3	13.9	24.9	40.3	△ 2.0
28	2,723,287	72,036	2,651,251	3,625	2,850	1,184	209,482
20	14.1	△ 23.3	15.1	△ 42.2	8.1	135.7	20.5
29	3,106,039	55,275	3,050,764	2,094	3,082	2,791	252,352
20	△ 3.9	23.6	△ 4.4	41.6	△ 72.3	△ 53.2	△ 12.1
30	2,983,402	68,310	2,915,092	2,965	854	1,305	221,853
_	3.4	3.4	3.4	160.5	150.5	72.4	14.2
一 元 	3,086,059	70,641	3,015,418	7,725	2,139	2,250	253,433
	△ 29.8	6.9	△ 30.6	△ 63.9	△ 31.4	△ 90.1	△ 11.1
2	2,167,944	75,548	2,092,396	2,785	1,468	223	225,353
	10.6	△ 27.8	12.0	40.2	△ 23.6	593.3	△ 2.6
3	2,397,079	54,537	2,342,542	3,904	1,121	1,546	219,504
	12.0	△ 23.8	13.3	△ 31.0	13.5	△ 47.0	△ 12.3
4	2,427,567	57,589	2,369,978	2,692	1,272	820	192,489

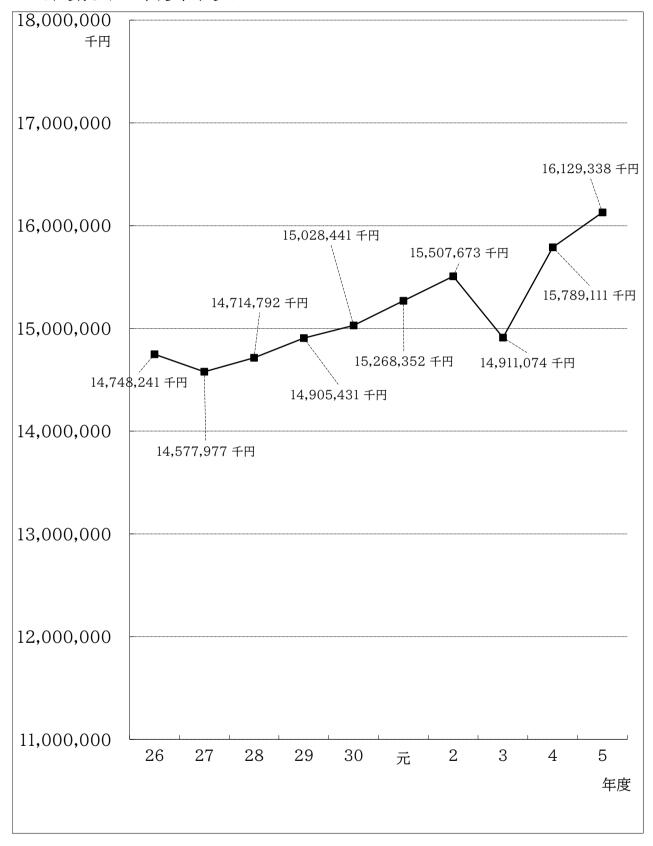
上段 前年対比伸率 % 下段 決 算 額 千円

Hart Att. Atte	tom to the site	A -1 111		運輸	電力ガ	and the
製造業	卸小売業	金融業	不動産業	通信業	ス業	サービス業
11.2	7.5	△ 18.1	△ 23.9	△ 27.9	△ 48.9	0.2
933,861	588,605	291,467	49,361	121,277	80,881	313,358
△ 15.0	4.5	33.1	31.1	70.5	△ 54.0	△ 5.0
793,623	614,901	387,830	64,713	206,779	37,183	297,642
△ 1.8	△ 4.5	75.3	2.1	15.3	△ 33.4	9.7
779,254	587,368	679,853	66,101	238,313	24,753	326,530
24.2	11.0	23.0	17.3	△ 18.3	△ 0.4	△ 0.1
967,961	652,043	836,112	77,557	194,592	24,650	326,205
△ 25.4	△ 25.3	5.2	△ 6.9	△ 7. 1	51.3	△ 0.7
721,944	487,311	879,443	72,192	180,736	37,294	323,852
△ 3.2	11.3	△ 46.3	32.4	18.5	152.3	△ 2.2
698,766	542,406	472,266	95,557	214,250	94,090	316,775
34.4	△ 2.8	36.5	3.7	△ 16.3	△ 22.3	3.4
939,211	527,331	644,798	99,088	179,221	73,145	327,651
△ 7.5	6.3	△ 17.0	62.9	6.5	△ 14.6	△ 5.8
868,944	560,403	535,334	161,445	190,788	62,445	308,756
5.6	△ 2.9	19.2	△ 9.8	△ 16.6	△ 17.6	△ 4.9
917,991	544,079	637,964	145,650	159,060	51,468	293,659
△ 43.4	△ 22.3	△ 35.5	△ 30.2	△ 25.4	△ 19.9	△ 15.8
519,157	422,924	411,722	101,606	118,736	41,241	247,181
33.0	2.8	17.3	△ 14.2	△ 31.6	204.7	△ 13.4
690,638	434,815	482,895	87,165	81,244	125,674	214,036
△ 1.0	11.7	13.3	△ 0.7	13.6	△ 72.4	13.1
683,954	485,734	547,327	86,573	92,319	34,671	242,127

備考 現年調定額と表内業種合計額の差はその他業種によるもの

IV 固定資産税

1 固定資産税の年度別調定額



(注) 1 5年度は7月末調定の数値 2 調定額は、純固定資産税と交付金の合計

2 固定資産税の区分別調定額の調

(1) 純固定資産税

	区 分	<u> </u>	令和2年度	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
≐ ⊞	土	地	397,743,726千円	396,500,778千円	399,039,232千円	399,219,915千円
課税	家	屋	535,008,649	499,982,339	539,833,649	550,243,395
標準額	償 却 資	産	185,139,666	179,025,049	199,654,960	213,909,491
祖	計		1,117,892,041	1,075,508,166	1,138,527,841	1,163,372,801
禾		額	15,366,927	14,766,765	15,642,448	15,984,571
糸	納税義務	者	93,833人	93,828人	94,406人	94,196人

⁽注) 1 5年度課税標準額及び税額は7月末調定の数値 2 調定額は滞納繰越分は含まれていません。

(2) 交付金

区 分	令和2年度	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
算 定 標 準 額	10,053,384千円	10,307,848千円	10,475,976千円	10,340,529千円
税額	140,746	144,309	146,663	144,767
納税義務者	15人	15人	15人	15人

(3) 固定資産税合計

区分	令和2年度	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
課税標準額	1,127,945,425千円	1,085,816,014千円	1,149,003,817千円	1,173,713,330千円
税額	15,507,673	14,911,074	15,789,111	16,129,338

3 土地の概要

区 分	年度	合 計	田	畑	宅 地
地 積	3	202,442	48,302	27,672	40,303
(千㎡)	4	202,478	48,217	27,473	40,426
	5	202,525	47,995	26,800	40,512
評 価 額	3	(396,604,191) 1,059,387,266	(12,935,524) 26,976,507	(8,591,000) 30,148,963	(328,716,420) 934,162,902
()内は 課税標準額	4	(399,094,918) 1,059,206,334	(12,643,890) 25,504,371	(8,657,015) 29,238,998	(331,452,840) 936,526,679
(千円)	5	(399,349,553) 1,060,285,952	(12,547,741) 25,818,485	(8,595,702) 28,205,775	(331,610,521) 937,973,687
筆数	3	374,159	40,038	38,487	233,027
(筆)	4	375,860	39,879	38,147	234,852
	5	377,349	39,415	37,036	236,412
提示平均価額	3		141	50	23,403
	4		141	50	23,403
(円/㎡)	5		141	50	23,403
平均価格	3	4,932	141 (169)	50 (83)	23,046 (205,910)
()内は	4	4,930	141 (169)	50 (83)	23,031 (201,350)
最高価格 (円/㎡)	5	4,936	141 (169)	50 (83)	23,015 (197,090)

備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。(平均価格を除く) 2 田、畑、山林の平均価格は、一般田、一般畑、一般山林の数値 3 各年度とも概要調書の数値

鉱泉地	池 沼	山 林	原 野	雑 種 地
0.585	3,719	68,181	8,844	5,420
0.588	3,720	68,326	8,845	5,470
0.588	3,720	69,094	8,848	5,555
(65,550) 65,599	(107,180) 126,816	(1,538,072) 1,621,557	(356,746) 465,869	(44,293,699) 65,819,053
(66,896) 66,901	(107,183) 126,783	(1,547,575) 1,631,323	(345,698) 409,158	(44,273,821) 65,702,121
(66,901) 66,901	(107,089) 126,654	(1,542,873) 1,614,666	(337,915) 396,620	(44,540,811) 66,083,164
35	341	39,652	10,569	12,010
36	346	39,850	10,624	12,126
36	344	41,184	10,614	12,308
		20		
		20		
		20		
112,135 (1,875,935)	34 (10,258)	20 (35)	49 (40,708)	12,114 (169,000)
113,777 (1,875,935)	34 (10,258)	20 (35)	43 (40,708)	11,982 (165,000)
113,777 (1,875,935)	34 (10,258)	20 (35)	42 (40,708)	11,866 (162,000)

4 家屋の概要

区分	年 度	棟数	床面積
	3	146,928	18,233 ←m ^d
総数	4	122,583	18,717
	5	128,076	19,022
	3	105,211	9,910
木 造	4	86,565	10,011
	5	91,778	10,295
	3	41,717	8,323
非木造	4	36,018	8,706
	5	36,298	8,727

備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。

5 償却資産の概要

区	分	年 度	決 定 価 格	
		3	183,715,856	千円
総	数	4	200,931,137	
		5	216,410,824	
		3	34,372,195	
構築	物	4	36,577,314	
		5	38,803,831	
		3	67,415,436	
機械及び	接 置	4	68,956,675	
		5	82,578,587	
		3	2,524	
船	舶	4	2,259	
		5	2,086	
		3	373,606	
航空	機	4	212,497	
		5	143,216	
		3	1,000,740	
車両及び運	搬具	4	950,453	
		5	1,045,196	
		3	24,932,375	
工 具 器 具 及 び	備品	4	26,310,187	
		5	26,315,423	
		3	55,618,980	
法 第 3 8 9 条 関 係 分(配 分)	4	67,921,752	
		5	67,522,485	

備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。

² 各年度とも概要調書の数値

² 各年度とも概要調書の数値

評価額	平 均 価 格
510,122,276 千円	27,977 円
541,017,830	28 , 463
551,467,941	28,990
173,844,375	17,542
180,429,223	18,022
185,744,647	18,043
336,277,901	40,402
360,588,607	41,419
365,723,294	41,904

		課税標	準	額	0)	内 訳
課税標準額		課税標準の特例規定の 適用を受けるもの(ア)				(ア)以外のもの
179,095,152	千円	2,723,789	千円			121,185,351 千円
198,513,228		753,912				130,196,231
213,460,294		1,015,999				145,208,164
33,448,412		747,663				32,700,749
36,344,495		104,634				36,239,861
38,425,040		137,197				38,287,843
64,550,918		1,640,623				62,910,295
67,163,061		644,415				66,518,646
80,325,171		877,619				79,447,552
2,513		12				2,501
2,259		O				2,259
2,086		0				2,086
373,606		0				373,606
212,497		O				212,497
143,216		0				143,216
994,556		4,597				989,959
950,385		34				950,351
1,045,158		19				1,045,139
24,539,135		330,894				24,208,241
26,277,446		4,829				26,272,617
26,283,492		1,164				26,282,328
55,186,012						_
67,563,085		_				_
67,236,131		_				_

6 年度別新増分家屋

		区 分	令和3年度	令 和 4 年 度	令和5年度		
	車	棟 数(棟)	870	823	728		
	用住宅	床 面 積(㎡)	96,479	90,991	82,960		
木	宅	決定価格(千円)	5,893,439	5,548,720	5,122,766		
木造家屋	そ	棟数(棟)	91	88	77		
	の	床 面 積(㎡)	17,100	11,053	8,716		
	他	決定価格(千円)	948,778	627,425	507,808		
木造	家	棟 数(棟)	320	288	348		
以外		床 面 積(㎡)	75,249	78,953	73,698		
クト の	屋	決定価格(千円)	7,415,663	8,014,538	7,196,756		
í	Шζ	棟 数(棟)	1,281	1,199	1,153		
		床 面 積(㎡)	188,828	180,997	165,374		
	†	決定価格(千円)	14,257,880	14,190,683	12,827,330		

備考 各年度とも概要調書の数値

7 年度別減少分家屋

		区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	専	棟 数(棟)	730	711	748
	用住宅	床 面 積(㎡)	52,767	55,081	56,142
木造家屋	宅	決定価格(千円)	487,244	509,486	540,573
家屋	そ	棟 数(棟)	370	318	660
	の他	床 面 積(㎡)	21,205	17,378	25,156
	1E	決定価格(千円)	135,767	87,491	133,637
木造	家	棟 数(棟)	301	309	338
以外		床 面 積(㎡)	39,291	86,064	68,989
クト の	屋	決定価格(千円)	926,160	1,295,846	1,835,250
î	合	棟 数(棟)	1,401	1,338	1,746
		床 面 積(㎡)	113,263	158,523	150,287
	計 決定価格(千円)		1,549,171	1,892,823	2,509,460

備考 各年度とも概要調書の数値

V 諸税・その他

1 市たばこ税

	区	分		令	和	2	年	度	令	和	3	年	度	令	和	4	年	度
消	費	本	数			257	,351	千本			254	,636	千本			246	,392	千本
調	5	È	額		1,	435	,568	千円		1,	522	,678	千円		1,	614	,364	千円

2 入湯税

	区	分		令	和	2	年	度	令	和	3	年	度	令	和	4	年	度
課	税	人	員			384	,204	人			459	,361	人			687	,567	人
調	兌	È	額			48	,915	千円			57	,639	千円			90	,224	千円

3 都市計画税

Image: section of the property o	区 分	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
課 標	土 地	424,801,880 千円	430,335,630 千円	432,788,109 千円
珠 海 税 額	家 屋	389,145,749 千円	421,139,647 千円	432,037,784 千円
(忧)	計	813,947,629 千円	851,475,277 千円	864,825,893 千円
調	定 額	1,619,033 千円	1,693,319 千円	1,719,743 千円
納税	義務者数	59,956 人	60,333 人	60,935 人

備考 5年度課税標準額及び税額は7月末調定の数値

4 国民健康保険税

	区	分		令	和	3	年	度	令	和	4	年	度	令	和	5	年	度
調	定	•	額		4,	998	3,4 13	千円		4,	590	,950	千円		4,	568	3,551	千円
						31	,184	世帯			30	,865	世帯			30	0,011	世帯
				7割軽減	対象世帯	数 8	,729	世帯	7割軽洞	成対象世帯	数 [,014	世帯	7割軽洞	対象世帯	数 8	,600	世帯
				5割軽減	対象世帯	数 4	,647	世帯	5割軽洞	找対象世帯	数 4	,507	世帯	5割軽源	対象世帯	数 4	1,310	世帯
				2割軽減	対象世帯	数 3	3,321	世帯	2割軽洞	找対象世帯	数 3	,274	世帯	2割軽源	対象世帯	b 3	3,133	世帯

備考 各年度とも当初調定の数値

5 軽自動車税

(1) 種別割

		工~	1刮		賦 課 期	日 現	在 台 数	非課税		差引課税台数	
	区		分	年度	一 般	<u>口 况</u> 官公署		官公署②	減免等③	(1)-(2)-(3)	調 定 額
ř	総		数	345	102,869 台 103,816 104,917	482 台 483 482	103,351 台 104,299 105,379	482台 483 482	1,681 台 1,738 1,747	101,188 台 102,078 103,555	738,003 千円 767,949 792,262
原		500	cc以下	345	7,897 7,608 7,347	38 38 38	7,935 7,646 7,385	38 38 38	49 46 45	7,848 7,562 7,302	15,696 15,124 14,604
動機付)cc超 cc以下	3 4 5 3	773 778 780	8 6 5	781 784 785	865	877	765 771 773	1,530 1,542 1,546
自転	1)cc超 cc以下	4 5	1,603 1,710 1,828	20 22 23	1,623 1,732 1,851	20 22 23	568	1,598 1,704 1,820	3,835 4,090 4,368
車	n/	=======================================	カー	3 4 5	136 140 155	1 1 1	137 141 156	1 1 1	1 1 1	135 139 154	500 514 570
			輪 車 25cc超 cc以下)	3 4 5	3,375 3,464 3,542	8 8 10	3,383 3,472 3,532	8 8 10	0 1 1	3,375 3,463 3,521	12,150 12,467 12,748
		Ξ	輪車	3 4 5	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0
		三 (新	輪 車 税率)	3 4 5	0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0
			輪 車 課税率)	თ 4 15 თ	4 3 3 0	0 0 0	4 3 3	0 0 0	0 0	4 3 3	18 14 14
		三 75	輪 車 %軽課)	4 5	0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0
軽		三 50	輪 車 %軽課)	3 4 5	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0
自自		三 25	輪 車 %軽課)	3 4 5	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0
動		乗用	営業用	345	3 4 3	0 0	3 4 3	0 0	0 0	3 3	17 22 17
車		用	自家用	345	25,069 21,805 18,529 201	49 40 29	25,118 21,845 18,558	49 40 29	592 518 450	24,477 21,287 18,484	176,234 153,266 130,169
甲 	四	貨物	営業用	345 3	170 153	0 0 0	201 170 153	0 0	0 0	201 170 153	603 510 459
	輪	用	自家用	4 5	6,315 5,340 4,340	99 85 71	6,414 5,425 4,411	99 85 71	88 81 62	6,227 5,259 4,278	24,908 21,036 17,112
		乗用	営業用 (新税率)	345	6 3 5	0 0	6 3 5	0 0	4 1 1	2 2 4	14 14 28
	車	H	自家用 (新税率) 営業用	3453	19,068 23,974 27,135 264	26 35 40 0	19,094 24,009 27,175 264	26 35 40 0	418 528 568 2	18,650 23,446 26,567 262	201,420 253,217 286,924 996
		貨物用	宮兼用 (新税率) 自家用	4 5 3	286 324 6.073	0 0 81	286 324 6,154	0 0 81	568 2 2 2 48	284 322 6,025	1,079 1,224 30,125
借			(新税率)	4 5	6,992 7,873 王興紛分	94 101	7,086 7,974	94 101	49 61	6,943 7,812	34,715 39,060

備考 7月1日現在の現年課税分

					賦 課 期		左 台 数	非課税	課税免除	差引課税台数	
	区		分	年度	一般	官公署	計 (1)	(官公署)(2)	減免等 (3)	(1)-(2)-(3)	調 定 額
			営業用	3	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台	0 千円
		垂	(重課税率)	4 5	1	0	1	0	0	1	8
		乗用		3	5 13,387	0 23	5 13,410	<u>0</u> 	331	5 13,056	41 168,422
		, .3	自家用 (重課税率)	4	14,406	29	14,435	29	389	14,017	180,819
			(主体)几十/	5	15,280	37	15,317	37	426	14,854	191,617
		214	営業用	3 4	141 151	0	141 151	0 0	3 3	138 148	621 666
		貨物	(重課税率)	5	148	0	148	0	3	145	653
軽		用	自家用	3	9,287	77	9,364	77	94	9,193	55,158
			(重課税率)	4 5	9,413 9,537	84 89	9,497 9,626	84 89	101 105	9,312 9,432	55,872 56,592
自			営業用	3	0	0	0	0	0	0	0
動		乗	(75%軽課)	4 5	0	0	0	0	0	0	0
		州用		3	0	0	0	0	0	0	0
車		, .3	自家用 (75%軽課)	4	1	Ö	1	0	0	1	3
	四		(1070年至117)	5	119	0	119	0	2	117	316
		214	営業用	3 4	0	0	0	0	0	0	0
小		貨物	(75%軽課)	5	Ö	0	Ö	0	0	Ö	0
型		用	自家用	3	0	0	0	0	0	0	0
	-t. A		(75%軽課)	4 5	0 3	0	0 3	0	0	0 3	0 4
特	輪		営業用	3	0	0	0	0	0	0	0
殊		±	(50%軽課)	4	0	0	0	0	0	0	0
		乗用		5 3	0 265	0 2	0 267	0 2	9	0 256	0 1,382
自		/ 13	自家用 (50%軽課)	4	0	Ö	0	0	Ö	0	0
動	車		(00/0年4年)	5	0	0	0	0	0	0	0
		214	営業用	3 4	0	0	0	0	0	0 0	0
車		貨物	(50%軽課)	5	ő	Ö	Ö	0	Ö	ő	0
		用	自家用	3	0	0	0	0	0	0	0
			(50%軽課)	4 5	0	0	0	0	0	0	0
_			営業用	3	0	0	0	0	0	0	0
輪		乗	(25%軽課)	4	0	0	0	0	0	0	0
•		来用		5 3	0 1,508	0 2	0 1,510	<u>0</u> 2	0 26	0 1,482	0 12,004
の		, .3	自家用 (25%軽課)	4	0	0	0	0	0	0	0
小			(2070年1117)	5	0	0	0	0	0	0	0
			営業用	3 4	2	0	2	0	0	2 0	6 0
型		貨物	(25%軽課)	5	0	0	0	0	Ö	0	Ŏ
自		彻用	自家用	3	122	6	128	6	0	122	464
			(25%軽課)	4 5	0	0	0	0	0	0 0	0
動				3	2	0	2	0	0	2	7
車		雪	了上 用	4	2	0	2	0	0	2	7
	<u> </u>			<u>5</u> 3	3,403	0 4	3,407	<u>0</u> 4	0	3,402	8,165
		農	耕 用	4	3,430	3	3,433	3	1	3,429	8,230
	-			5	3,491	3	3,494	3	1	3,490	8,376
			型特殊	3 4	499 520	13 13	512 533	13 13	0 1	499 519	2,944 3,062
		(その他)	5	535	13	548	13	1	534	3,151
			二輪小型	3	3,466	25	3,491	25 25	2	3,464	20,784
			50cc超)	4 5	3,615 3,780	25 22	3,640 3,802	25 22	3 3	3,612 3,777	21,672 22,662
				ິນ	J,10U	44	ა,ი∪∠	44	ა	J, 111	44,004

(2)環境性能割

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
環境性能割	39,189 千円	36,119 千円	57,991 千円

6 利子割交付金

	区		分		令 和 2 年 度	令 和 3 年 度	令和4年度
長	野	県	全	体	235,846 千円	190,687 千円	106,163 千円
	松	本		市	31,277 千円	25,258 千円	14,042 千円

7 配当割交付金

	区		分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
長	野	県	全	体	1,039,535 千円	1,476,792 千円	1,282,199 千円
	松	本	:	市	137,844 千円	195,573 千円	169,545 千円

8 株式等譲渡所得割交付金

	区		分		令和2年度	令和3年度	令 和 4 年 度
長	野	県	全	体	1,200,627 千円	1,586,070 千円	925,884 千円
	松	本	;	市	159,105 千円	210,012 千円	122,371 千円

9 ゴルフ場利用税交付金

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交 付 金	26,470 千円	29,711 千円	30,772 千円

10 口座振替納付の状況調(令和4年度振替済分)

合計 税目		座	振	替	合	計		全 湖 対する	定 る 割 合
市県民税	件	数			26,	828	件		26.2 %
(普通徴収)	税	額			1,691,	874	千円		38.3 %
固定資産税	件	数			171,	352	件		45.7 %
都市計画税	税	額			9,073,	865	千円		49.4 %
軽自動車税	件	数			19,	418	件		18.9 %
(全期)	税	額			125	,811	千円		16.3 %

期別税目	1	斯		2		期	3	期		4	斯	
市県民税		8,308	件		6,32	4 件	:	6,075	件		6,121	件
(普通徴収)	5	573, 179	千円		370,88	1 千円	3	368, 259	千円	3	79,555	千円
固定資産税		49,778	件		41,00	2 件	:	40, 288	件		40, 284	件
都市計画税	3, 2	225, 801	千円		1,942,02	9 千円	1	1,919,133	千円	1,9	86,902	千円
軽自動車税		19, 418	件									
(全期)	1	25, 811	千円									

合計税目	П	座	振	替	合	計		全調 定に対する割合
国民健康 保 険 税	件	类	数		94,	561	件	46.3 %
(普通徴収)	税	安台	頂		2,083,	149	千円	51.7 %

期別税目	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期
国民健康	11,169 件	11,045	10,975	10,333	10,313	10,263	10,213	10,181	10,069
保険税(普通徴収)	244,453千円	239,609	237,989	227,734	227,563	227,157	226,549	226,018	226,077

11 市税の徴収に要する経費

			区				分				令 和 2 年	度	令和3年	度	令 禾	口 4 年	度
				1	市					税	36,579,181	千円	36,299,407	千円	37,5	521,099	千円
税	収	入	額	2	個	人	県	E	民	税	9,393,451		9,243,843		9,3	69,689	
				3			計				45,972,632		45,543,250		46,8	390,788	
				4	基		本			給	305,635		296,486		3	309,251	
				5	諸		手			当	191,457		190,195		2	220,856	
					(1)	超	過勤	的務	手	当	23,023		26,489			198,717	•
	人	件	費		(2)	税	務特	步別	手	当	0		11			22,139	
市					(3)	そ	の他	也の	手	当	168,434		163,695			0)
税及				6	そ		の			他	138,232		143,308		1	76,578	
び個				7	小					計	635,324		629,989		7	706,685	•
				8	旅					費	249		1,139			1,087	
人県民税	需	用	費	9	賃					金	6,219		-			-	
元に核	ш	/11	具	10	そ		の			他	227,646		231,504		:	322,151	
に係る徴税				11	小					計	234,114		232,643		3	323,238	,
() () () () () () () () () ()				12	前納	射報	奨 金	·	その	他	19		20			20)
頁	報 及7	奨 ゾこオ	金 1.1.7	13	納税	貯	蓄組	合剂	甫助	金	0		0			0)
		ける終		14	納	税	報	奨	金	等	0		0			0)
				15	小					計	19		20			20)
	そ	の	他	16	そ		の			他	200,832		157,848		1	53,686	1
		17	7	合				計	ŀ		1,070,289		1,020,500		1,1	.83,629)
				18	納税	義務	者数等	筝によ	はる金	額	369,054		368,198		3	370 , 553	
		R		19	報奨金	金の	額に相	当す	る金箔	額	0		0			0)
				20	合					計	369,054		368,198		3	370,553	
21	市	税(にも	系る	微	収	費	(17	7-20))	701,235		652,302		8	313,076	i
市税	及び	で個人	人県人	見税に	「係る律	 数税:	経費(百円	当た	IJ)	2.3	円	2.2	円		2.5	円
市利	脱に	. 係	る名	数 移	2 経 5	費	(百	円 当	当たり))	1.9	円	1.8	円		2.2	円

備考 12 納期前納付の報奨金は平成14年度から廃止

12 証明・閲覧に関する調

(1) 令和5年度証明閲覧手数料

区 分	手 数	牧 料	備考
租税・公課に関する証明	1件	300円	1税目、1年度ごとを1件とする。
固定資産課税台帳(名寄帳)の閲覧	1回	300円	納税義務者、1年度ごとを1回とする。
固定資産課税台帳(名寄帳)の交付	1枚	300円	1枚増すごとに100円加算
土地・家屋に関する証明	l筆 l棟	各300円	1筆、1棟を増すごとに50円加算
住宅用家屋証明	1件	1,300円	
土地図面の閲覧・複写交付	1件	300円	複写は1枚増すごとに100円加算

備考 「租税・公課に関する証明」中の「所得及び課税額証明」について、コンビニ交付の場合は1件250円

(2) 税証明取扱状況

(単位 件)

								_ <u>#</u> /
種別	所得及び	営業証明	納税証明	納税証明				
								合 計
年度	課税額証明	(法人)	(一般)	(車検用)	(土地·家屋等)	(加算分)	通 知	
2	30,457	321	10,057	8,778	8,476	11,054	10,522	79,665
	(5,167)	521	10,007	0,110	(463)	(742)	10,522	13,003
3	31,012	276	10,133	9,521	8,013	9,655	11,580	80,190
J	(6,321)	210	10,155	3,521	(355)	(622)	11,500	00,130
4	31,164	309	10,807	7,911	8,780	10,314	11,086	80,371
4	(6,363)	309	10,007	1,911	(341)	(704)	11,000	00,571

備考「所得及び課税額証明」「資産に関する証明」の()は無料件数を内数で表示

(3) 閲覧及び交付状況

(単位 件)

年度 区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
土地図面の閲覧及び複写交付	692	800	608

税 目	 区		_		年度		令和3年	度								
	収	青	色	専 征	従 者	完全給与額										
	入よ	白	色	専 1	従 者	最高限度額 配偶者 860,000円 その他	500,000円									
	1)				最低	650,000円										
	控除	給与	所得	控除	最高	1,950,000円(給与収入8,500,000円超で		 賃害者等を有する場合は所行	导金額調整							
		雑			損	総所得金額等の10%を超える損失の額と損失										
	ŀ					(1)従来の医療費控除	(支払った医療費-保険金	等により補てんされる金額)		金額等の合計金額の5%又は、						
		医		療	費	ナルは17年日 (0)1.11日111111111111111111111111111111111	100,000円のいずれか少れ) 	* A ## 10 000 H						
		f. r		<i>t</i> → r	tal. At	制(限度額88,000円)	支払った特定一般用医薬品	寺購入貨=保険金寺により	ノ無場される	o金額-12,000円 ——————————————————————————————————						
	_ ⊢				<u>険料</u> 企業	支払った金額の全額		> W 4								
	ļ	共	済		掛金	小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済										
	所					(1)旧契約(平成23年12月31日以前に契約) ・一般生命保険	I '	1) 15,000円以下 2) 15,000円を招き40,0	00円まで	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+ 7,500円						
						·個人年金保険				支払保険料×1/4+17,500円 支払保険料×1/4+17,500円						
	得					それぞれで計算		(4) 70,000円を超える場合 一律35,000円								
		生石	命 保	険 料	- 控 除	(2)新契約(平成24年1月1日以降に契約)	I '	1) 12,000円以下		支払保険料の全額						
			- PIC	17.11	12 1/3	・一般生命保険 ・個人年金保険				支払保険料×1/2+ 6,000円 支払保険料×1/4+14,000円						
	控					· 介護医療保険		3) 52,000円を超え56,0 4) 56,000円を超える場合		一律28,000円						
市						それぞれで計算		1, 00,000,10,000	-	11 20,00013						
						各保険料控除全体での控除適用限度額		新・旧契約ともに)70,000								
	- F					地震保険契約 最高25,000円、旧長期損害				ATT						
	H	障 扶			・ <u>期</u> 扶 養	障・寡・勤 各々 260,000円 (特別障害者は 330,000円 (16歳以上)	300,000円、内店特別陣	告者は530,000円 <i>)ひ</i> とり着	見300,000)円						
					人扶養	450,000円 (特定19歳~22歳)、380,	000円(老人70歳以上)									
					等扶養	450,000円 (老人扶養者のうち納税者また		かつ納税者または納税者の配偶	禺者のいずれ	かとの同居を常況としている者)						
	_ L	配 配		偶 者 [‡]	4 四	330,000円(老人控除対象配偶者380納税者本人の合計所得金額と、配偶者の合計		220 000Ш								
		<u>能</u> 基	1内	白 1	(A) (D) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C	430,000円(合計所得金額2,400万円超2		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	下は150.00	0円、2.500万円超は0円)						
					.,.	前年中の総所得金額等が35万円×(同一生計配偶者+扶持			, 10:20 2,00	111111111111111111111111111111111111111						
民	税	個人	所	得	割	・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、 ①所得税と市県民税の人的控除額の差額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、① ①所得税と市県民税の人的控除額の差額	「の合計 ②合計課税所)の金額から②の金額を控	得金額) <i>0</i> 3%						
			均	等	割	3.500円 {合計所得金額が31万5千円×(同一生計				 を超える人}						
			税		宝川	・資本金等の額が1億円未満の法人7.6%		ぶ1億円以上の法人8.4%								
			7九		剖	※令和元年度10月1日以降に開始する事業年										
						資本金等の額 (1) 1千万円以下		É業員数 0人以下	50,000円	1						
		法				(2) 1千万円以下			20,000円							
						(3) 1千万円超1億円以下	Ę	-, .,,,,	30 , 000円							
T)(率					(4) 1千万円超1億円以下 (5) 1億円切10億円以下			50,000F							
税		Į.	均	等	割	(5) 1億円超10億円以下 (6) 1億円超10億円以下			160,000円 100,000円							
						(7) 10億円超50億円以下			410,000円							
						(8) 10億円超50億円以下			750 , 000円							
						(9) 50億円超 (10) 50億円超			410,000円 000,000円	-						
	配	当	æ		,,,	課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6	5%		-							
	控		配		当	課税総所得金額1,000万円を超える部分 0.	3%	———※私募証券投資信託 ————————————————————————————————————	に係るもの)を除く 						
						(1)から(2)を控除した金額に3/5を乗じた額				い金額を限度)						
						ただし特定取得に該当する場合には、「3%」を	:14.2%」と、158,500円」	と181,900円」として計算し	た金額							
	ΙIJ	713	174	HX 1	T 1/2/	(1)所得税の住宅借入金等特別控除可能額 (2)住宅借入金等特別控除適用前の前年の所得税額										
		字 '	π /	× 444+	[[公	### お道府県・市区町村・・・・・・{(寄附金−2000円)×6%}+{(寄附金−2000円)×特例控除率×3/5}										
	-	可	네기 크	È 控	冰	県共同募金会、日赤長野県支部、長野県及び	松本市が条例で指定する法	:人·団体等·····(寄附会	È-2000F	円)×6%						
						特例控除*(課税総所得金額-人的控除差調	整額に対する割合)*3/5	※「ふるさと納税ワンストッフ	『特例」のみ	に適用						
					:式等)控除	配当割額又は株式等譲渡所得割額の3/5										
	所	得	割	課	税の	[{35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数-										
	調		整	措	置	-{総所得金額等-(市県民税所得割-税額				空除)						
	外非					所得税の外国税額控除限度額の18%(所得税 1,350,000円(障害者・寡婦・未婚の未成年		外国所得税」がある時のみ	(*)							
1 1	クト	1本	化	HIK /	又识	1,000,000 1(降古石 寿州 不炤の不及平石	ョ しこソ初ル									

税目			度					 和3年度	<u> </u>					
	区分		~	1	4 %		14 1							
		免税点		1.		也 30万円	家	屋 20万	円	償却資産	150万円			
					評価負担水準	Ī	课税標準額算出力	i法		評価負担水準	負担率			
固				60	0%超 0%以上~70%」		頁の70%まで引下 を課税標準額据え		農	90%以上	1.025			
				業 60	0%未満		その課税標準額+ 今年度の評価額	€×5%	地	$80\% \sim 90\%$ $70\% \sim 80\%$	1.05 1.075			
定				地	==\ru 4.40 1.\\		評価額×60%	¥111454		70% 未満	1.10			
\ <u></u>				10	評価負担水準 00%以上		課税標準額算 やとなり引下げ	昂 出万法						
資	Ą	その他		住	0%以上100%未	①本来の)課税標準額 <a> 要課税標準額+<							
産				地	 0%未満	上記②0	vずれか低い額)額が <a>×209	%を下回るが	場合は、					
						<a>×: の評価額×住宅月								
税			2	. 小規模住宅 . その他の住 . 市街化区域	< A >・・・ 今年度の評価額×住宅用地の特例率小規模住宅用地の課税標準額=評価額の1/6その他の住宅用地の課税標準額=評価額の1/3・負担水準=									
			4				₹税標準額+評価 準額×負担調整率		用地の特	例率)×5%				
				. 家屋、償却	資産の課税標準	額=評価額								
			6	. 父付金=舅	算定標準額に固定	貧産税と同一の	祝率を乗する。							
			車車	三、二輪の軽	(1)原動機付自転車、小型特殊自動 (2)三輪以上の軽自動車 (単位:円) 二輪の軽自動車及び二輪の小型自動 (2)三輪以上の軽自動車 (単位:円) (2) 三輪以上の軽自動車 (単位:円)									
軽				500	cc以下 cc超90cc以下	(単位:円) 2,000 2,000	三輪のもの 四輪 自家用 乗用 営業用	7,200 1	3,900 0,800 6,900	12,900 2,70	0 5,400 8,100			
自	税	(A. Dulebul		^{原刊} 90c	90cc超125cc以下 2,400 ミニカー 3,700 四輪 自家用 4,000 5,000 6,000 1,300 2,500 3,80 貨物 営業用 3,000 3,800 4,500 1,000 1,900 2,90						0 2,500 3,800			
動		種別割		マーカ 1,000 3,000 3,000 4,000 1,00					2,000					
車	率			二輪の軽自	二輪の軽自動車・雪上車 3,600 ②電気自動車・天然ガス自動車(H21排出ガス規制10%低減又はH30排出ガス規制適合)・75%軽減									
税				— HIII 97.3.3			⑤乗用:2020年度燃費基準+30%達成 貨物:2015年度燃費基準+35%達成・50%軽減 ⑥乗用:2020年度燃費基準+10%達成 貨物:2015年度燃費年度基準+15%達成・25%軽減 ※④~⑥は、H31.4以降に最初の新規検査を受けたものに限る。(購入翌年度課税のみ適用)							
	-	環境性能	割燃	《費基準值達	成度に応じて、非	課税、0.5%、19		ガス基準75%(低減達成車	『又はH30排出ガス基準	≛50%低減達成車に限る。			
市たばこ税	5	脱 率		紙巻たばこ	等 4~9月	<u>6,122円</u> 1,000本	10~3月	<u>6,</u> 1,	552円 000本					
こ 税	j	その他	边	遠環に係る	製造たばこにつ	いても同様								
入		湯税			150円、その他	(日帰り)20円								
都		脱 率		0.2%										
市 計	f	免税 点			の免税点適用の	りもの								
画税	ز	その他		方街化区域 7 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		ole title mar 2 - 2 " - 2 "								
			固	国定資産税	同様の負担調整	怪措置を講ずる) ₀							
				区分	所得割	平等割	均等割	賦課限	度額					
国」	民 健	康保険和	兑 —	医療分	9.1%	22,700円	18,800円	630,0	000円					
				支援金分	3.2%	7,400円	6,500円	190,0	000円					
				介護分	2.6%	6,700円	6,400円	170,0)00円					

税目	/	 〔分	_		年度		令和4年度								
			色耳	事 名	<u></u>	完全給与額									
	入上		色耳	事 彳		 最高限度額 配偶者 860,000円 その他	也 500,000円								
	6)				最低	550,000円									
	控除	給与	所得	控除		1,950,000円(給与収入8,500,000円超で、23歳未満の扶養、特別障害者等を有する場合は所得金額調整控除あり)									
		雑					失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額								
		<i>γ</i> μ.			175	(1)従来の医療費控除	(支払った医療費-保険金等により補てんされる金額)-(総所得金額等の合計金額の5%又は、								
		医	¥.	寮	費	どちらか片方 (限度額2,000,000円) を選択適用 (2)セルフメディケーション税	100,000円のいずれか少ない額)								
		f. r			lak A	制(限度額88,000円)	支払った特定一般用医薬品等購入費-保険金等により補填される金額-12,000円								
					食料 企業	支払った金額の全額									
					掛 金	小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済									
	所					(1)旧契約(平成23年12月31日以前に契約) ・一般生命保険	(1) 15,000円以下 支払保険料の全額 (2) 15,000円を超え40,000円まで 支払保険料×1/2+ 7,500円								
						·個人年金保険	(3) 40,000円を超え70,000円まで 支払保険料×1/4+17,500円								
	得					それぞれで計算	(4) 70,000円を超える場合 一律35,000円								
		生台	冷保 『)	控除	(2)新契約(平成24年1月1日以降に契約)	(1) 12,000円以下 支払保険料の全額								
			生命保険料控防			·一般生命保険 ·個人年金保険	(2) 12,000円を超え32,000円まで 支払保険料×1/2+ 6,000円 (3) 32,000円を超え56,000円まで 支払保険料×1/4+14,000円								
	控					・介護医療保険	(4) 56,000円を超える場合 一律28,000円								
市						それぞれで計算									
	77					各保険料控除全体での控除適用限度額	(新・旧契約ともに)70,000円								
			· 寡 · ひ · 勤				客保険契約 最高10,000円 両方ある場合 最高25,000円 は300,000円、同居特別障害者は530,000円) ひとり親300,000円								
		技				330,000円 (16歳以上)	よ300,000円、円店付別桿告有は330,000円/029税300,000円								
						450,000円 (特定19歳~22歳)、380,000	0円(老人70歳以上)								
						450,000円(老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属でかつ納税者または納税者の配偶者のいずれかとの同居を常況としている者)									
		配配		禺		: 330,000円(老人控除対象配偶者380,000円) 納税者本人の合計所得金額と、配偶者の合計所得金額により10,000円~330,000円									
		基	II-3	н 1		430,000円(合計所得金額2,400万円超2,450万円以下は290,000円、2,450万円超2,500万円以下は150,000円、2,500万円超は0円)									
民		個	所	得	割	前年中の総所得金額等が35万円×(同一生計配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)を超える・税率は一律6%・分離課税(譲渡所得等)は別計算・調整控除									
						1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額									
	税	人				2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3%									
	174	-	 均	等	क्य	①所得税と市県民税の人的控除額の差額	額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額 計配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+10万円+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人}								
				4	司	·資本金等の額が1億円未満の法人7.6%	·資本金等の額が1億円以上の法人8.4%								
			税		割	※令和元年度10月1日以降に開始する事業年									
						資本金等の額	従業員数 								
		法				(1) 1千万円以下 (2) 1千万円以下	50人以下 50,000円 50人超 120,000円								
		14				(3) 1千万円超1億円以下	50人超 120,000円 130,000円								
	率					(4) 1千万円超1億円以下	50人超 150,000円								
税		1	均	等	割	(5) 1億円超10億円以下	50人以下 160,000円								
		人				(6) 1億円超10億円以下 (7) 10億円超50億円以下	50人超 400,000円 50人以下 410,000円								
						(8) 10億円超50億円以下	50人超 1,750,000円								
						(9) 50億円超	50人以下 410,000円								
	#i.	小				(10) 50億円超 課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.000000000000000000000000000000000000	50人超 3,000,000円								
		.当 :除	配		当	課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.0課税総所得金額1,000万円を超える部分 0.									
							質(所得税の課税総所得金額等の3%と58,500円のいずれか少ない金額を限度)								
	住	宅	借	入台			を「4.2%」と、「58,500円」を「81,900円」として計算した金額								
	狩	別	祝着	領 孔	空除	(1)所得税の住宅借入金等特別控除可能額									
						(2)住宅借入金等特別控除適用前の前年の戸 都道府県・市区町村・・・・・・ (/客附全-200	所得祝額 00円)×6%}+{(寄附金-2000円)×特例控除率×3/5}								
		寄[附 金	控	除		村・・・・・・ ((音附金 - 2000円)×6%}+ ((音附金 - 2000円)×特例控除率×3/5) 赤長野県支部、長野県及び松本市が条例で指定する法人・団体等・・・・・・ (寄附金 - 2000円)×6%								
							間整額に対する割合)*3/5 ※「ふるさと納税ワンストップ特例」のみに適用								
			関文 イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ			配当割額又は株式等譲渡所得割額の3/5									
	調		整	措	置		項控除)}]×(市民税所得割-税額控除)/(市県民税所得割-税額控除)								
	外	玉	税	額	空除	所得税の外国税額控除限度額の18%(所得	税・県民税で控除しきれない「外国所得税」がある時のみ)								
		,item	TV	7127	+	1,350,000円(障害者・寡婦・未婚の未成年)	* * *\ 1.11 \del\								

税目	年度								令和	4年月	 蒦							
	区分	 兑	 率	1.	4 %													
	免税点				土	地 ;	30万円		家	屋	20万円	9		償却	資産	150万	円	
					評価負	担水準		課種	兑標準 額	算出力	方法			評価負	担水準	Í	負担率	
固					70%超 60%以上~70%以下			評価額の70%まで引下げ 前年度課税標準額据え置き				農	90%	90%以上 1.025				
				業 6	0%未満			前年度の課税標準額+					80% ~			1.05		
定				地				上限 言			額×5%		地	70% ~ 70%	~ 80% 未満		1.075 1.10	
					評価負担水準			課税標準額算出方法										
資					00%以上			課税に単領界四万伝 本則課税となり引下げ										
,,	د	その	他	住 住	20%以上100%丰港			①本来の課税標準額 <a> ②前年度課税標準額+<a>×5%										
				宝	070201100	J /U /		プラギスF (2のい)			~11> ~O	70						
産				地 20	0%未満		_	:記②の A>×20		>×20)%を下回	回る場合	合は、					
税	· · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			<a>・・・今年度の評価額×住宅用地の特例率 1. 小規模住宅用地の課税標準額=評価額の1/6														
軽 自 動 車 税	税率	種	別割	二輪の軽 500 原付 900 ミニ 小型 農 特殊 その	D他 自動車・雪上	以下以下)	三輪のも自営 四輪 自営 の 中 東用 営 自営 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	の 家用 家用 家用 以原 年 年度度検査 車・費基準 大然な 業費 来る。 である。 である。 はいる。 はいる。 である。 である。 である。 である。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 でき	90%達成か 70%達成か 降に最初の類	2 3,5 10,8 6,5 5,0 3,8 の新規模 を経過 H21排 いつR2年 かつR2年 新規検査	900 300 900 300 300 会査を終 もした、財 は、対、人 大農・大人 大農・大人 大農・大人 大農・大人 大農・大人 大農・大人 大農・大人 大農・大人 大農・大人 大農・大人 大農・大人 大農・大人 大農・大人 大農・大人 大農・大人 大農・大人 大島・大人 大力 大力 大力 大力 大力 大力 大力 大力 大力 大力	8,200 6,000 4,500 受けた軽自 受けた軽自 自動車 見制10%低 基準達成・ たものに限) 2,700 1,800 1,300 1,000 自動車 自動車 減又はH3 50%軽減 25%軽減 る。(購入	0 特値 0 3,50 0 特値 0 特値 0 特値 30排出ガス 3 3 3 3 3 3 3 3 3 4 3 5 6 7 8 9 10 10 10 10 <th>列対象外 列対象外 00 5,20 列対象外 列対象外</th> <th>0</th>	列対象外 列対象外 00 5,20 列対象外 列対象外	0
		環境性能割		燃費基準值達	を成度に応じ				2%									
市たばこ	税率			<u>6,522円</u> 紙巻たばこ等 1,000本														
たこ税	j	その	他	返還に係る製造たばこについても同様														
入	. 湯 税		宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円															
都	税率			0.2%														
市計	免税点 その他			固定資産税の免税点適用のもの														
画税				市街化区域のみ課税														
174				固定資産税	同様の負担	旦調整指	措置を講っ	ずる。			Г							
				区分	所得	割	平等割	割	均等	割	賦課	限度額	須					
	-	. –	HA ~:	医療分		8.1%	21,70	00円	18,8	00円	650),000	D円					
国 B 	民 健	康 保	険 税	支援金分		3.2%	7,40	00円	6,5	00円	200	,000	D円	1				
				介護分 2.6% 6,700円 6,400円 170,000円														

税目			_	_	年度	Ī		 令和5 <u>-</u>	 F度							
	収		色	専	 従	当	完全給与額									
	入よ	白	色	専	() () () () () () () () () ()	*	最高限度額 配偶者 860,000円 その他	500,000円								
	り				_	+	550,000円									
	控 除	給与	所得	控除	:	-	1,950,000円(給与収入8,500,000円超で、23歳未満の扶養、特別障害者等を有する場合は所得金額調整控除あり)									
-		雑				+	総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額									
		TE JA					(1)従来の医療費控除 (支払った医療費-保険金等により補てんされる金額)-(総所得金額等の合計金額の5%又									
		医		療	蒦		どちらか片方 (限度額2,000,000円) 100,000円のいずれか少ない額) を選択適用 (2)セルフメディケーション税 支払った特定一般用医薬品等購入費-保険金等により補填される金額-12,000円									
		41		/m I	7A \/\	v -	制(限度額88,000円)	文払つに特定一般用医薬	品寺賻人賞-	保険金寺により相県される	o金額-12,000円					
	社会保険料支払った金額の全額 小規模企業・環境を対象がある。															
		共	済	等	掛っ	拉										
	所					(1)旧契約(平成23年12月31日以前に契約) ・一般生命保険		支払った各保(1) 15,000		控除額 支払保険料の全額					
							·個人年金保険				支払保険料×1/2+ 7,500円					
							それぞれで計算				支払保険料×1/4+17,500円					
	得	# <i>A</i>	<i>ا</i> ل ک	ない な	1 +oh: 17.	<u> </u>	 2 新契約(平成24年1月1日以降に契約)		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	円を超える場合	一律35,000円 控除額					
		生育	可保	陕村	1 控 🧗	F (- 2/研究的(平成24年1月1日以降に契約) ・一般生命保険	支払った各保険料 (1) 12,000円以下			^{控味額} 支払保険料の全額					
	控						·個人年金保険		支払保険料×1/2+ 6,000円							
市							・介護医療保険		支払保険料×1/4+14,000円							
							それぞれで計算 各保険料控除全体での控除適用限度額			円を超える場合 もに)70,000円	一律28,000円					
	除	地	震	保	険 米		地震保険契約 最高25,000円、旧長期損害									
			・寡	· 0	・・	力 [障・寡・勤 各々 260,000円 (特別障害者は)円					
		扶					330,000円(16歳以上)	四/老 1 70盎以 (.)								
						_	450,000円 (特定19歳~22歳)、380,000円(老人70歳以上) 450,000円 (老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属でかつ納税者または納税者の配偶者のいずれかとの同居を常況としている者)									
		配		偶		_	330,000円 (老人控除対象配偶者380,000	老人控除対象配偶者380,000円)								
	配 偶 者 特 別 納税者本人の合計所得金額と、配偶者の合計所得金額により10,000円~330,000円															
		基			15	-	430,000円 (合計所得金額2,400万円超2,450 前年中の総所得金額等が35万円×(同一生計配偶				,					
		個				- 1	・税率は一律6%・分離課税(譲渡所得等		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,					
民			所	得	售	1111	・調整控除	14001.00 #16 1 I	W # 000/							
						-	 合計課税所得金額が200万円以下の方は、 ①所得税と市県民税の人的控除額の差額 									
	T\/	人				:	2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①			万円未満の場合は5万円)	003%					
	税						①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額 3.500円 {合計所得金額が31万5千円×(同一生計配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+10万円+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人}									
			均	等	售	-	-,)を超える人}					
			税		售		・資本金等の額が1億円未満の法人7.6% ※令和元年度10月1日以降に開始する事業年	・資本金等の額 E度から		り法人8.4%						
						- 1	資本金等の額 1) 1千万円以下		従業員数	50,000円						
		法				-	(1) 1 〒 カロ以下 (2) 1 千万円以下		50人以下 50人超	120,000円						
						(3) 1千万円超1億円以下		50人以下	130,000円						
税	率	人					(4) 1千万円超1億円以下 (5) 1億円超10億円以下		50人超	150,000円 160,000円						
			均	等	售	4II ⊢	(a) 1億円超10億円以下 (b) 1億円超10億円以下		50人以下 50人超	400,000円						
						(7) 10億円超50億円以下		50人以下	410,000円						
						-	8) 10億円超50億円以下		50人超	1,750,000円						
						Η.	(9) 50億円超 (10) 50億円超		50人以下 50人超	410,000円 3,000,000円						
1	西	当	配		\ \	١,	課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6	5%		います。 禁証券投資信託等に係るも						
	控	除	日日			_	課税総所得金額1,000万円を超える部分 0.8									
	<i>[</i> }-	➾	/±±	٦.	金 等		(1)から(2)を控除した金額に3/5を乗じた額 ただし特定取得に該当する場合には、「3%」を				、 金額を限度)					
	特	七別	税	額	空隙		(1)所得税の住宅借入金等特別控除可能額	[14.270]C(150,500)]	[2·01,500 1	1]こして日弁のに並択						
							(2)住宅借入金等特別控除適用前の前年の所									
		寄	附(6 控	除		都道府県・市区町村・・・・・・{(寄附金-200									
						- 1	県共同募金会、日赤長野県支部、長野県及び 									
					控 %	$^{+}$	特例控除*(課税総所得金額-人的控除差調	電領に刈りる割台)*3/5	次」いるさと終	ift:ソンヘトツノ特例]のみ(〜 週州					
	譲	渡列	斤得害	リ額の	控除		配当割額又は株式等譲渡所得割額の3/5	左小孙 学班 1 \ · 1 ^ -	m + 00 == /1	+ 羊のセフレン ホコ \ 1						
	所調		割 整	課措	税 <i>0</i> 置	I	[{35万円×(同一生計配偶者+扶養親族数- -{総所得金額等-(市県民税所得割-税額				性()					
	外					_	「福州存並領寺」(印泉民代州存削」代領 所得税の外国税額控除限度額の18%(所得利				LF/IV/					
非 課 税 限 度 額 1,350,000円(障害者・寡婦・未婚の未成年者・ひとり親)									ACCU-OF THE WIND AND AND AND AND AND AND AND AND AND A							

税目	区分	年度	令和5年度										
		 税 率	1.4	1 %									
		免 税 点		土 地	30万円	家 屋	20万円	償却資産 15	50万円				
				評価負担水準 %超	評価額	課税標準額算出に 額の70%まで引つ	下げ		評価負担水準 90%以上	負担率			
固				0%以上~70%以下 0%未満	前年	度課税標準額据え 度の課税標準額+ 今年度の評価額	-	農地	80% ~ 90% 70% ~ 80%	1.05 1.075			
定			地		・上限	評価額×60%			70% 未満	1.10			
				評価負担水準		課税標準額	算出方法						
資	د	その他	住	0%以上 %以上100%未満	①本来(②前年)	本則課税となり引下げ ①本来の課税標準額 <a> ②前年度課税標準額+<a>×5% ①②のいずれか低い額							
産			地 20	%未満	上記②0	O額が <a>×209	%を下回る場合	iは、					
税			<a>×20% <a>・・・今年度の評価額×住宅用地の特例率 1. 小規模住宅用地の課税標準額=評価額の1/6 *負担水準=										
軽自動車税	税率	種別割	二輪の軽自	作業用 他 動車·雪上車		⑤R12年度燃費基 ⑥R12年度燃費基 ※④~⑥は、R3.4以降	① 3,100 3,100 3,100 10,100 1	900 800 900 000 を受査を受力 がス年 R2年 R2年	12,900 2,700 8,200 1,800 6,000 1,300 4,500 1,000 とけた軽自動車 とけた軽自動車	軽減 軽減 課税のみ適用)			
		環境性能割	燃費基準値達	成度に応じて、非課	税、0.5%、1%		7. 2. 1.0,0 2000		toose opposition in the con-				
市たば	;	税率	<u>6,552円</u> 紙巻たばこ等 1,000本										
はこ税	j	その他	返還に係る製造たばこについても同様										
入		湯税	宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円										
都	;	税率	0.2%										
市	免 税 点		固定資産税の免税点適用のもの										
計画税	J	その他	市街化区域の固定資産税同)み課税 同様の負担調整措	置を講ずる。			,					
			区分	所得割	平等割	均等割	賦課限度額	頂					
国	民健	康 保 険 税	医療分	8.1%	21,700円	18,800円	650,00	0円					
	- N.	WAY NO INC. INC.	支援金分	3.2%	7,400円	6,500円	220,00	0円					
			介護分	2.6%	6,700円	6,400円	170, 00	0円					

市税概要

令和5年10月

編集 松本市財政部市 民税 課

発 行 松 本 市 役 所 松本市丸の内3番7号 Till 34-3000